

平成30年3月9日

調布市議会議長 田中 久和 様

提出者 調布市議会副議長
井上 耕志

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（研修・視察研修）を実施いたしましたので、
視察等個別部分報告書（第2号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

平成29年度 議員研修「議会の監査機能の強化に向けて」

2 実施期日（期間）

平成30年1月9日（火）午前10時30分～11時40分

3 実施場所（視察先・研修会場）

議会棟 全員協議会室

4 実施目的

地方自治法の改正を踏まえ、議会の監視機能の充実強化と議選監
査委員制度の選択制について学ぶ

5 参加者の氏名（24人）

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 田中 久和 | 井上 耕志 | 平野 充 | 須山 妙子 |
| 二宮 陽子 | 榎原登志子 | 丸田 絵美 | 清水 仁恵 |
| 狩野 明彦 | 鈴木 宗貴 | 橋 正俊 | 内藤 美貴子 |
| 岸本 直子 | 宮本 和実 | 小林 充夫 | 鮎川 有祐 |
| 小林 市之 | 大河巳渡子 | 雨宮 幸男 | 武藤 千里 |
| 広瀬美知子 | 林 明裕 | 伊藤 学 | 大須賀浩裕 |

調布市議会
30.3.-9
收第3430012号

6 実施結果（~~視察概要・研修概要~~）

地方自治法の改正により、条例に基づき議選監査委員を選出しなくてもよい制度が出来た。新たな時代の「監査」制度である。議選の選択制だけではなく、監査基準の策定、勧告制度の創設、監査専門委員の設置など監査委員制度を充実させたものであること。また、議会改革の本史の第2ステージにきており、形式的な議会改革だけではなく、住民福祉の向上にどのようにつなげていくのか中味の議論にきている。

今回の自治法改正は、執行機関のガバナンスの強化のなかで内部統制の議論が主であるが、議会も大いに関われるし関わっていかなければならぬ。

議選監査委員制度の選択制を考えるうえで、両極で揺れる。消極的意見として、監査委員制度全般において中立性・専門性が欠如する、議選監査委員は任期が短い、アガリのポストではないか、最大会派と首長が癒着する場合チェックがきかない、監査委員の情報を議会としてかかわることができることなど。この打開の方策がないので、議選廃止の議論が蔓延している。積極的意見として、用心棒説（監査は元々議会が持っていたが、監査委員制度を作ることによって、実地検査権の剥奪と議選監査委員の設置の際の政府の説明（識見だけではなく力を持った議員がいるからこそ充実した監査ができるという必要性が謳われた））、議会で議論された論点を監査でも生かせる。議会審議に活用できる、決算審議に参加せず質問しない（これは妥当だとしても、議会としての対応を）など。

議員の身分を残したまま監査委員ができる⇒行政委員会委員でもある変則的な制度。

議選の選択制を考えるうえで、廃止の場合は情報が入らなくなる、監査委員と連動し、本会議での質問とともに、委員会での招致が必要となる、決算等の事前準備のときにも連携が必要となってくるなど。存続の場合は、議会側からの選出基準を明確にする、全体のものとするシステムをどうしていくのかなど。

議会としての監視機能を高めていくときに、議選を廃止した場合でも監査としてどうかかわっていくかが重要なポイントである。

歴史的な産物のなかで議選の監査委員制度を残しながら、議会としてバックアップしていくような制度化、充実化を図ることが重要ではないか。

7 その他 特になし

8 実施結果に対する所感、意見等

視察等個別部分報告書のとおり

| | | |
|--|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 田中 久和 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 調布市議会議員研修 平成30年1月9日（火） 於：全協室 | | |
| 講演テーマ：「議会監査機能の強化に向けて ～地方自治法改正を踏まえて～」 | | |
| 講師：山梨学院大学 法学部 政治行政学科教授 江藤 俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 今日は、江藤俊昭先生を講師にお招きし、地方自治法が改正され可能となつた議選監査委員の選択制について講演をいただいた。 | | |
| 現行の議選の監査委員制度については、議員の身分を残したまま執行機関の特別職となる変則的な制度となっているなど問題点も多い。 | | |
| 議選存続とするか、廃止とするかは、それぞれの議会の判断に委ねられることとなる。 | | |
| 監査委員の制度自体や、議選の意味合い、議会の監視機能の強化などについても再考が求められる。 | | |
| 監査委員制度を考えるうえで、2つの変化を確認しておくことが前提だとされた。1つは議選の選択制だけでなく、監査基準の策定、監査専門委員の設置など、監査委員制度を充実させる自治法改正が行われたことである。もう1つには、議会からの政策サイクルの理論化と実践によって、単なる形式的な議会改革だけではなく、住民福祉の向上を目指し実現する議会が広がっている現状がある。 | | |
| 議選の監査委員の役割について、江藤先生は「用心棒」説を採用されている。識見だけではなく、力を持った議選がいるからこそ充実した監査ができる、その必要性があるとのこと。本当に「用心棒」として活用するためには、議会自体が強力でなければならないし、議会と議選監査委員との連動が不可欠であること。また、そのためには、議会のバックアップの必要性を強調されていた。 | | |
| 議選を廃止した場合はどうであろう。例えば、重要な情報が切断されるだろうし、監査専門委員は執行機関側での採用が想定されるが、議会側にも専門委員を配置することも考慮すべきという。 | | |

いずれにしても、選択制の制度化においては、「議会からの政策サイクルに監査制度を位置付けること」が重要とのことであった。

大変有意義なお話を伺うことができた。今後、本市においても議論をするものと考える。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

特になし

第2号様式(第3関係)

| | |
|--|---------------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 井上耕志 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） 平成 29 年度議員研修 「議会監査機能の強化に向けて」 ～地方自治法改正を踏まえて～ 講師：山梨学院大学法学部政治行政学科教授 江藤 俊昭 氏 | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) 2017 年の自治法等改正を受け、議会の監視機能の充実強化および議選監査委員制度の選択制について研修を行った。現在、議会選出監査委員に関しては選択制が導入されたことにより、本市の市議会においても今後の議選監査委員をどのようにしていくのかの議論が始まったところである。 この議論は全国の議会においても評価が両極で割れているということであり、消極的な意見として中立性・専門性の欠如や議選監査委員の任期が短い点が、積極的な意見として議会で議論された論点を監査でも生かせる点が挙げられている。 全国の自治体における監査委員事務局設置の状況を、頂いた資料で確認したところ未設置市 9、町村 578、共同設置 2(2016 年 4 月現在) また設置されていたとしても事務局職員定数が 1~2 名だったり、総務課や議会事務局職員と併任というケースが多く見られるとのことであった。 全国津々浦々の自治体においては職員定数もさまざまであり、特に小規模自治体においてはただでさえ多様化する市民ニーズに対応するための職員を確保することが難しく、監査事務にまで職員を配置できない現状があろうことも十分に理解できるところではある。また、識見を担う人材を監査委員として配置しにくいという課題も考えられるであろう。 とはいって、調布市は人口 23 万を擁し、予算規模も一般会計ベースで 900 億円を超える自治体であり、監査機能を強化し、日々の行政運 | |

第2号様式(第3関係)

當が適正になされるよう、チェックを行っていく必要があることは間違いないことと言えるのではないか。

本市においては識見を有する監査委員として公認会計士と弁護士がそれぞれ選任されているところに3人目の監査委員として議選で選ばれているという状況であり、監査事務局も局長をはじめ5人の職員が配置されている。この体制における監査業務を自身が担わせていただいた感想としては、先にも触れたが議会で議論された論点を監査に生かすことができるという一点において非常に意義深いものがあったと考える。公認会計士、弁護士の専門性に合わせ、議選の議員が現在の市政において議会の中で何が論点として話題となっているのか、このエッセンスを監査業務に注入することにより、さらに広範な監査体制を敷くことができると肌で感じたためだ。この経験において、議選の監査委員の存在意義が少なくとも本市においてはあると自身は考えている。

研修会の中では、議選の監査委員経験者が議会において監査の現状や課題などについて議員向けの研修などを行うことにより、さらに議会の監視機能の強化につながるのではないかとの示唆もあった。もちろん職務上知りえた秘密をその職を退いた後も漏らしてはならないとする189条3項を遵守することは当然であるが、業務の一端やその意義について情報を共有していくことは大切である。自身も議会選出の監査委員の責務を担わせていただく機会を頂いた一人として、議会における監査委員経験者による研修会の実施に関しては試行実施も含め、検討の余地はあるのではないかと考える。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

第2号様式（第3関係）

| | | |
|--|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 平野 充 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） 議会監査機能の強化に向けて ～地方自治法改正を踏まえて～ | | |
| 山梨学院大学 法学部 政治行政学科教授 江藤 俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 研修のポイントとしては | | |
| <ol style="list-style-type: none">現行法(2017年自治法等改正を含む)による議会の監視機能の充実強化議会選出の監査委員制度の選択制 | | |
| <p>まずは、前段として、 全国的に議会改革の流れが広まってきたが、形ではなく、そろそろ中身の議論に入していく段階(第2ステージ)に来ていることを知ることであるとのご指摘を受けた。第2ステージの議会改革は「市民福祉の増進にどう繋げていくかの討議と公開こそが大事なことである」とのことであった。</p> | | |
| <p>そのことを踏まえた上で今回の研修となった。</p> | | |
| <p>議会には監査請求権があるが活用しているのかどうかを問われた。 2009年に地方調査会での体勢は議会選出の監査委員は無くて良いのでは答申があったが、本来の立ち位置としては議会側に監査があるもの(元の行政委員会委員として)がいつしか執行側になってしまっているため、議選の監査委員は残したほうが良いと考えるが、選出された監査委員だけでなく、どこまで議会として監査権を行使できるかが課題になっている。 守秘義務が立ちはだかり、議会全体のものにするのは難しい。 仮に議選を廃止すればチェック機能がある議会側には情報が入ってこなくなってしまう。また、そのときは議会側に実地検査権を議会に戻す必要がある。 このまま存続をすることも、議会全体のものとするシステムが必要になってくる。</p> | | |
| <p>調布市議会としては、人選のたびに監査委員からのレクチャーを受けるなど。議選での監査の課題を洗い出し、一つ一つ解決させていかなければならぬとの結論に至った。また、議会基本条例に議選での監査委員の位置づけ(意義)も盛り込んでいくことも一つの取組みになるとのアドバイスもいただけた。</p> | | |

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

特になし

第3号様式（第4関係）

| | | |
|---|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 須山妙子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 自治法の一部改正と議会一議会の監視の強化のために一 山梨学院大学大学院研究科長 江藤俊昭教授 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>市議会議員の最も重要な役割は行政の監視機能であり、その意味でも監査委員を議会より出していくことは有用であると考えていたが、地方自治法が改正され議選監査委員は選択制となった。</p> <p>選択制とする理由として、監査委員としての専門性の欠如や任期の短さなどがあげられ、議員としての「上がりのポスト」となってしまっているという説まである。</p> <p>江藤氏は、選択制となった留意点として、監査委員制度が設置されたときに議会の実地検査権が監査委員に移行した。議選をなくす場合はこれを戻す必要がある点、また自立性がありながらも監査委員は執行機関であり、議員が執行機関と兼職するということは極めて異質である、歴史上の妥協点ではあったのだが、今後はそれらの整合性が求められる。との点をあげていた。</p> <p>選択制となった今、調布市議会としてどちらを選択するかという点については、議選委員を継続するという選択が続いていくだろうと考えられるが、議選の監査委員の役割を改めて問い合わせ直す必要がある。</p> <p>監査委員を務めた議員による、全議員への情報提供の仕方など、調布市議会として取り組んでいかなければならない点について示唆を受けた研修だった。</p> | | |

第2号様式（第3関係）

| | | |
|---|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 二宮 陽子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 2018.1.9 調布市議員研修 「自治法の一部改正と議会」—議会の監視の強化のために 講師 山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>はじめに、今は新たな時代の監査制度の転換期であるとして、2つのこと</p> <p>が示された。1つは、地方自治法改正（議会選出の監査制度の改革として監</p> <p>査基準のほか、勧告制度、監査専門委員と共に議選の選択制）。2つめは、</p> <p>議会改革本史の第二ステージへすすむこと。今まで形式をつくってきた</p> <p>が、これからは議論の中味に入っていくべきで、ようやくここまでできたとい</p> <p>うところ。監査制度改革は、住民からすれば「だから何なの？」という感覚</p> <p>で具体的なこととしては見えにくく、住民福祉にどうやって繋げていくかが</p> <p>大事。議会とは「討議」と「公開」をしていく場であることから、それが住</p> <p>民にも伝わるよう、切磋琢磨していくべきと話された。論点としては、議会</p> <p>の監視機能の充実強化として政策提言との連動や、議会は財務過程に多様な</p> <p>監査機能として関わること、議選の選択制だけではないこと、制度の選択</p> <p>制を考えるとして消極的・積極的両方からみた議選監査の考え方、現行の議</p> <p>選の内容、現行制度の課題（任期が短い、アガリのポスト、最大会派と首長</p> <p>が癒着する場合チェックがきかない等）、議選選択制を考える（廃止・存続）</p> <p>である。そして、二元代表制や（といいながら、執行機関に議員が入ってい</p> <p>いのかが問われることなど）議会として関わることや、議選を単純に廃止出来</p> <p>るものではなく検討課題として今後議論が必要。残しながら議会がバック</p> <p>アップしていくことが重要であるということだ。</p> | | |
| 資料の中の飯田市議会の年間スケジュール表を例に、報告会との関係など | | |
| 市民が政策にどの様に関わっていくのかが示され、管内視察や提言書の提出 | | |
| など、議会のしごとの仕組みが目に見えて感じることができた。このように、 | | |
| 議会が何をしているか見える化することは、ひらかれた議会としての取り | | |

組みとして大変参考になると思う。

昨年参加した議選監査についての研修会では、議会で得られない情報を得られるため、情報共有する仕組みも作り、そのために適切な議員を選ぶべき。慣れ合いや敵対関係ではなくバランスが大事。選出の決定では会派バランスではなく、るべき仕事を明確化したうえで適任者を選出すべき、という議論があった。法改正をきっかけにして、どのような機能として仕事をするのが望ましいのか二元代表制を含めて再考すべき時期にきている。

議員になり、議選監査には議員報酬以外に高額な報酬があることや、そもそも監査が議員の職務としてあることに驚いた経験から、議会改革の一つとして、議会選出監査委員がこういった理由で必要であることを市民にも納得できるように示していくことも重要なポイントになると思う。個人ではなく議会全体で議論されたうえで方向性を示していくことが重要である。廃止と存続のメリットデメリットを含めて議論していくことは当然必要だが、歴代の監査委員経験者の議員に、監査にあたって取り組まれたことや心構え、苦労したこと、改善点等実際に職務にあたって感じしたことなど、議会として共有するべきと考える。議会としてのチェック機能がより充実していく為にもまず議会としてどう考えるのかを議論することを希望したい。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

昨年末、受動喫煙の議員研修もあったが、調布市議会としてこれらの課題にどう取り組んでいくのか、議会全体として議論していく必要がある。

議選の仕方を工夫している自治体等、現行の仕組みを知る為の自治体調査。

| | | |
|--|-------|--------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 榎原 登志子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 1. 講義 | | |
| 「議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて～」 | | |
| 講師：山梨学院大学 法学部 政治行政学科教授 江藤 俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>○ 平成 29 年の地方自治法の改正で「条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」ということにより、議員監査の選出をどのようにするのかということである。二元代表制や議員監査という立場が良いものではないのか不明だが改正という案がでてくるということは、何か不都合が生じているからであろうか。</p> <p>二元代表制という点では監視機能が最大限に強化され、市民の福祉、向上をまもることが議会としてただせる。二元代表制でありながらも自治体の長が責任を持ってまとめるということであるから、議会としてさまざまな監視強化することも必要である。定例会にでてくる議案は、議会として共有したことができるが監査委員としての仕事は自治法により議員監査は、守秘義務が当然であり議員監査を退任してからも同様であるから議会で共有できないことと個人的な情報確保になり万が一のことは、分からぬことも発生することもあるであろう。近年はある程度の情報は秘密にされることあるからよほどのことがない限り流出がないと思っている。また問題視される内容とならないように、一つひとつがなされている。ところが疑問点をもった案件や問題視させたいことがあれば内部告発というかたちで出てくることになるかもしれない。そのようになってからでは、大変な作業になるであろう。よって議員監査委員も必要であると考える。しかし仲良し合議体では意味をなさないのであるから住民に一番近い自治体議員が監視強化を行うことは、とても重要である。そして議会として監査請求が行えるのだから、行うべきだということであった。調布市議会は、そのようなことは行われていないということであった。調布市は、専門知識を有する識見者が監査するということと心配することがないといったことであるからであろう。今後も</p> | | |

しっかりととした監査を行うこととすれば、議員からの選任が必要だと思うところである。しかし議員監査委員が監査をすることに反対意見は、議員監査委員が監査の意味を持たないということだろうか。また今後、少しでも自治体としても財源が必要であるから監査委員の報酬が負担ということもあるだろうか。

しかし今後も議員一人ひとりが予算や決算を学び審査するということで監査委員となつた際には、充分に学ぶ姿勢である。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

- ・守秘義務ばかりにならないことも課題だろうか。

| | | |
|--|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 丸田 絵美 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 市議会議員研修会 「自治法の一部改正と議会～～議会の監視の強化のために～～」 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 自治法改正（監査制度改革　・監査基準　・勧告制度　・監査専門委員） 基本条例は毎年見直し、4年毎に見直し、改正を行う。 1、現行法体系（2017年自治法改正含む）による議会監視機能の充実 2、議会監査委員制度の選択制 | | |
| 監査委員（議選監査）の役割、議選監査は機能しているか、監査請求権を活用しているかという問い合わせに、どう答えていくか。理解されるか。 | | |
| 監査委員会の基準は既に確立しているが、議会改革は、地方によってバラバラであるし、形式だけの所や、形式すらないところもある。まずはそこからで、討議を公開し、住民と共に歩む姿勢、住民福祉の向上にどのようにつながるかという点が指摘されている。第29次（2009年）の地制調では、議選監査は不要だから外すという視点から、中立性・専門性について議論され、執権だけで資料を出すのかという議論まで行ったが、31次では、議会は議会なりの重要性があるという視点から、外さないという事になった。事前に論点を準備すること、行政評価や予算審査、要望を行うことや、条例改正などについても、執行部から出されているものでも議決は議会の責任において行うものという事が示されている。 | | |
| 議員は、実地調査はできるが、自治検査権は持たない。監査委員にはあるという位置づけの違いも重要で、決算認定等に於いても、議会に正しく報告されなければ意味が無い。条例や決算を専決で行うことについても、議選監査の責任が必要となる。議選監査がいなければ専決処分に対しての責任を持つことができず、監査機能の補完としての制度化、実地 | | |

検査権を素早く議会に戻すといったことでチェックをしていく方法を考えて行かなくてはならない。

また、監査には当然有識者が選ばれるべきもので、その専門性というところでは、公認会計士や弁護士が妥当であるところだが、彼らの専門性の中にはない「歴史的・政治的感覚」というものが重要である。今、議会で論点になっている事を踏まえた視点を持って行うことは、数字やコンプライアンス以外の行政監査についても重要となっている。元々監査は議会が持っていたということから、ある意味自治権の剥奪とも言えるとのこと。しかしながら、所によれば、議選監査委員はある意味「あがり」のポスト化している所もあり、機能しているかが甚だ疑問であるとの指摘も。議会からどのような人を選出し、ガバナンスとしての監査の役割を果たしてもらうのか、議会の責任も含め、理解した上での重責だと言うことを改めて共有理解しなくてはならないと思う。

議選監査が必要か不要かという単純な議論ではなく、議会としての「見える化」と、議選監査・監査・監査委員会との連携、重要性について、首長、行政と共に理解し合うことの重要性を感じた。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

監査には、当然守秘義務が生じていることはみんなが理解しているところだが、その中でも、現役ではなく、監査経験者が中心となって議会全体として議選監査の現状を学習する機会の重要性を感じた。ベテラン議員から、議選監査の必要性や意義等について講師に質問が出ることは、監査を選出していない会派には、ある意味今まで興味を持たない事だったのだと感じた。

また、監査とは別に、一般質問の追跡質問については興味を持った。質問を行ったものを、追跡調査するために、通告無しで質問できると決めている議会もあるという。調布市の場合は、一年は同じ質問を何度も繰り返さないことが前提だが、本会議場という場を使わずとも、進展があれば隨時報告がされている。私は、毎回同じ質問を繰り返すことが無く、進展すれば報告されてくる調布市の体制に、あらためて評価できるものだと思った。

第2号様式（第3関係）

| | | |
|---|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 清水 仁恵 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 平成 29 年度 調布市議会 議員研修会 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>地方自治法の一部改正と議会の監視機能について</p> <p>山梨学院大学教授の江藤俊昭氏の話を地方自治法の改正と議会の監視機能強化について話を伺った。平成 29 年 6 月に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、これまで市の監査委員を議会から選出をしなければならなかつたものが、条例を定めることにより議会の任意で選出することが可能となつた。この一部改正されたものを含む現行の自治法により議会監視機能の充実強化を図る方策が講義の主なテーマであった。</p> <p>1 点目に議会監視機能の充実強化を図るものとして、政策形成サイクルを制度化した飯田市議会・会津若松市議会の事例を挙げられた。研修終了後私自身で調査をしてみたところ、飯田市議会や会津若松市議会では議会基本条例を基に市民との意見交換会を起点として市民から出された様々な意見を分類し、今後の対応を議会として検討するシステムが構築されるなど、議会監視機能の充実強化が図られているようである。調布市議会においては議会報告会が平成 25 年より開催されており、平成 28 年度からは年に 1 回の開催から年 2 回の開催へと拡充され、議員と市民が対話する広聴も充実が図られてきているため、市民の声を議会としてどのように政策としていくかが課題である。</p> <p>2 点目に地方自治法一部改正により、条例を定めることにより議会の任意での監査委員を議会から選出することが可能となつたことについて江藤氏はご自身の見解をお話しになつた。地方自治法一部改正した後も、調布市議会では現在も監査委員を議会から選出している。江藤氏は監査委員を議会から選出することが「用心棒」や「あがりのポスト」としての理念を持ち合わせているのではない</p> | | |

第2号様式（第3関係）

か、議員の身分のまま合議制ではない独自性を持つ執行機関である行政委員会の委員になることは変則的であると語られた。また、最大会派から監査委員が選出される場合には、首長と癒着することも考えられるため、その場合チェックが効かず他会派に情報が入らないのではないかということと、任期が2年と短いことを指摘された。

よって監査委員が持つ情報は議会全体のものにしていかなければならぬこと、監査委員を最大会派から選出することはしないこと、短い2年という任期は延長した方が良いことなどを江藤氏は提案されている。具体的な解決への方策については、地方議会においてそれぞれのルールが違うことから一概に言えないのか、詳細がお聞きできなかつたことが残念である。

監査委員の議会選出を廃止した場合、議会に情報が入らないことや議会と監査委員の連携についてご心配されていた。一方で議会選出を存続する場合、選出する基準を明確にした方が良いこと、選出する場合には議会として確認を図ること、選出した監査委員からレクチャーなどを受けるなど議会が情報を共有できるシステムを構築することが必要ではないかと問題提起された。しかし、監査委員には守秘義務があるため情報共有のハードルは高く難しいことかもしれないとのご見解も示されたが、議会選出は残しながら議会がバッタアップできる制度の構築と事務局の強化を提案された。江藤氏の話を伺って、監査委員の議会選出を廃止した方が良いのか否かということまでははっきりと言及されなかつたため、どちらが良いとはいひ難い。調布市議会では議会選出は継続されているため、江藤氏が語られた議会選出を存続する場合について提起された事柄が今後の課題なのかもしれない。

最後に、監査委員に関わらず、議会はもっと多くのことに関われるはずと語られた。議会は議会による監査請求・調査・決算認定・予算議決権（決定或いは修正）・質問・条例提案など多様な監視機能を持っていること、議会には無く監査委員にはある実地検査権

第2号様式（第3関係）

は、視察による調査が可能なこと、議会は書面による請求権や参考人招致などを活用できることなどが挙げられ、財務過程へも議会は多様に関わることができるのであるため、その検証や追跡が必要であるとのご見解であった。議会の持つ権限をさらに有効に活用していくことが今後の課題であると感じた。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

全て文中に記載。

第2号様式(第3関係)

| | | |
|---|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 狩野明彦 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 平成29年度 調布市議会議員研修会 演題 「議会監査機能の強化に向けて ～地方自治法改正を踏まえて～」 講師 山梨学院大学 法学部 政治行政学科教授 江藤 俊昭 氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>今回の研修では、地方自治法の一部改正により新たな監査制度と共に議会の改革に迫られるようになった。</p> <p>特に大きいのは議選監査委員制度が選択性になったことで、おもにその中立性（癒着などの問題）や専門性（任期が短い）の欠如、実地検査権・議会と監査との関わりなどから議選監査委員の評価が分かれているとのこと。ただ、議選監査委員を廃止したからといって、中立性や専門性が必ず担保されるわけではなく、議会全体で共有できるシステムを活用し生かしていくことで議選監査委員は必要であると考える。</p> <p>議選監査委員の選択性の議論だけではなく、監査制度自体の充実強化を踏まえた改革や、議会の活動の充実を根本から議論していく必要があること、また指定都市以外でも内部統制方針策定や評価報告を議会に提出、議会で内容の妥当性を監視する機能の向上などが盛り込まれており、今後議論を深めていく事が重要である。</p> <p>また、非常に専門性が求められる監査事務に対して地方自治体単独で行わず、監査事務局を共同設置をしている市町村が1箇所あること、また非常に効率的に見える監査事務局の共同設置でも他では事例がないことをお聞きした。</p> <p>さらに調布は、予算・決算に関してそれぞれの部門の常任委員会に付託されるが、予算に関しては特別委員会を設けることが求められると感じた。</p> | | |

第2号様式(第3関係)

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

○今後の課題として

議選監査委員制度の問題だけではなく、広く議会改革を進める上では、他市における先進事例や多くの学術的研究、地方制度調査会などの答申を参考に、市民と共に歩む議会に向けて取り組んでいく必要がある。

第2号様式(第3関係)

| | | |
|---|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 鈴木宗貴 |
| 1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 平成29年度議員研修 議会の監査機能の強化について | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 監査機能の独立性、専門性の充実が求められる中で、中核市などのように義務がなくとも包括外部監査を導入している自治体もある中、また、地方自治法の一部改正に伴う、監査制度の充実強化等が求められる中で、江藤先生のお話は、議会選出の監査委員の在り方やその機能の限界、議会の監査機能の重要性とともに、監査に求められる専門性の限界などを改めて認識した。 企業においては、会計不祥事に対して監査法人のローテーション制度が検討され、社会福祉法人においては、法改正により収益20億以上の法人に対して会計監査人の導入がなされるなど、監査機能の充実強化がさらに進んでいる。 議会においては、行政に対する監視機能をさらに強化することが必要と考えるが、専門性の観点から監査機能の強化にあたっては、必要に応じて外部からのチェック機能の構築していくことが現実的であると認識する。 | | |
| 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等） | | |

第2号様式（第3関係）

| | | |
|---|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 橋 正俊 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| <p>議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて～</p> | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>議会選出の監査委員は果たして必要か!?が問われる事に対する、江藤先生の見解を通して、再度考えさせられた研修会がありました。</p> <p>調布市の場合、公認会計士・弁護士・議員とバランスのとれた配置になっていると思います。これまで監査は独自の機関と考えていました。しかし今回の研修を通して、監査機能と議会の連動もあり得る事を発見した気がします。そうすることにより、更なる議会としての役割の幅が広がるものと感じた次第です。それには先ず調布市議会が、市民福祉向上の為に「議会として何をすべきか」を明確にし、取り組まなければなりません。それがなければ監査機能との連携は生かされないと思います。</p> <p>議長が選択して開催した今回の研修です。有意義なものにする為にも、この件に関しては議長がイニシアチブを取って積極的に進めるべきであると思うものであります。</p> <p>議選監査を経験した一人として、監査においては議会側からの視点も大事であると思っています。監査機能と議会の連携に取組んでいきたいと思います。</p> | | |
| 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等） | | |
| <p>以下3点を今後の課題として取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">①市民福祉向上として調布市議会はどうすべきかを真剣に考える②議選監査委員の役割と目的を調布市議会として明確にする③監査機能と議会を連動させ議会力をアップさせる | | |

| | | |
|---|-------|--------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 内藤 美貴子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 自治法の一部改正と議会 議会の監視の強化のために | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 講師：山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤 俊昭氏 | | |
| <p>監査制度の充実強化などを盛り込んだ「地方自治法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布され、その主な内容の中に、議会選出の監査委員の選任が条例により選択制となった。</p> <p>これを受け、改正後の議会としての監視機能の充実強化や議選監査委員制度の選択制や役割などについてご講演をいただいた。</p> | | |
| <p>まず、監査制度が2つの意味で転換期を迎えているとし、地方自治法の改正における制度自体の改革と議会改革の第2ステージ(住民福祉の向上にどうつなげていくのか、形ではない)といわれた。</p> | | |
| <p>議会の監視機能について、飯田市や会津若松市などのように監視機能と政策提言の連動を図っている議会もあることから、現行法においても議会の監視機能の充実・強化を図ることは可能であること。さらに議会には、検査・監査請求、調査、決算認定、予算の議決などの権限が与えられている。</p> | | |
| <p>執行機関に対する監視機能として位置付けられてきたのが議選監査委員制度であるが、廃止できるように改正されたのは、この制度の中立性や専門性の欠如、任期の短さ、首長との癒着の可能性など、多くの課題が解消されていないとのことだった。</p> | | |
| <p>議選監査委員制度は、そもそも議会のチェック機能の一つであるが、監査委員には守秘義務が負われているため、今でも情報が議会に対して共有されていない現状を見ると、廃止をされてしまえば、さらに情報がはいって来ない課題もあると考える。</p> | | |

議会改革の第2ステージとして、議会として監視機能を高め、議会力をアップすることや議選監査委員の役割、監査制度全般についてもしっかりと議会で議論していくことが重要であると認識した。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

第3号様式（第4関係）

| | | |
|--|--------------------|-----------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 岸本 直子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 調布市議会議員研修 | 日時 | 平成30年1月9日 |
| テーマ | 「議会監査機能の強化に向けて」 | |
| 講師 | 山梨学院大学法学部 政治行政学科教授 | 江藤 俊昭氏 |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 2017年の地方自治法改正で議会選出の監査委員（議選）が選択制になったことを受けて、議会としての監視機能をどう強化するのかという問題提起をされた研修だった。 | | |
| 講師は冒頭、調布市議会の議会基本条例にも触れながら『今、基本条例については、検証されているのか、基本条例をつくるだけでなく、その後どう検証していくか、出来ていることやできていないものを毎年明らかにして公表することが必要。選挙後基本条例の中身を4年間かけ、毎年ごとに検証していく事が重要』と述べた。 | | |
| こうした問題提起は、その他のいろいろな研修の中で、強調されることが多くなっているよう思うが、それにふさわしく議員一人ひとりの監視能力、各種データの分析力の向上が厳しく求められる。 | | |
| 日頃の活動の中で市民からいただく様々な要求を市政の場で実現するだけでなく、膨大な市政関連の資料やデータを読み解き、分析し、市政全体の姿を解析して、各施策に反映させられるようになることが望ましいが、自分も含めてさらなる研鑽をつまなくてはならないと考える。 | | |
| また、議選の監査委員と議会の連携は不可欠な分野だが、現状では守秘義務の問題もあり、簡単にはいかない課題もある。 | | |
| 講師は自治法改正と議会の監視機能の関係について、その歴史的経緯に触れながら論じてくれたが、まだ知らない発見もあり、自治法や監査機能についての探求が必要と思った。 | | |
| 議会の監視強化については、自治法の改正を活用するのは当然であるものの、今まで自治法が持っている様々な権限などが、実際の議会 | | |

第3号様式（第4関係）

運営にどう活かされているかなど、法制度そのものの探求と、それにみあつた議会活動となつてゐるかの検証も重要だと考えた。

調布市では、これまで各種資料も充実され、議会報告会や広聴の場の確保等、党派の違いを超えて一致できる点で議会改革に取り組んできたが、今後もさらに市民とともに歩むための制度の活用や市議会のルールの充実が求められていると考えさせられた。

今後も探求を続けたいと思う。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

第2号様式(第3関係)

| | | |
|--|-------|------|
| チャレンジ調布 2 1 観察報告書 | 作成者氏名 | 宮本和実 |
| 1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| ① 自治法の一部改正と議会—議会の監視の強化のために | | |
| 地方自治法等の一部改正により、監査制度の改革が行われるにあたって、今回の研修会では主に議選監査委員制度の是非についての話がありました。 | | |
| 今回の改正により、議選監査委員の選択制が可能となりました。議員が監査委員になることに消極的な考えとしては、議員が執行機関の特別職になるという矛盾。独立性・専門性になじむかのか、単なるポストの一つとされ短期で変更していく意味があるのか、最大会派と首長が癒着する場合にチェックが出来ない、等の意見がある。 | | |
| 一方、積極的な考え方としては、議会の監査力を強化するためにも必要、決算に当たってどの様な論点があり議論すべき論点はどの様なものがあるのかを議会として共有する事ができる等、情報量や監査機能強化に必要という意見もある。 | | |
| 講師の江藤氏は議員が監査委員になることは、改善すべき点は多々あるが用心棒的存在として賛成という話がありました。 | | |
| 監査委員として得ることのできる情報を議会全体として共有することを前提に考えられているように思えましたが、現実論としてそれはなかなか難しいと私は思いました。また、監査委員の守秘義務という観点からも、その線引きも簡単ではないよう思います。 | | |
| しかしながら、今後議会としては監視機能の強化充実は大きな課題であり、より監査事務局を充実させ議会で議論された論点を監査でも生かしていくかなければならないと思いますし、より選任された議員の資質向上も大きな課題であると思います。 | | |
| 二元代表制の議会は、議院内閣制とは大きな違いがあり党派の違いを乗り越え、議会全体としての意思を持つことができるような意識改革も必要となってくると思います。今回の議選監査委員の選択制の問題は、議会改革の議論を進める上で良い機会にしなければならないと思います。 | | |

第2号様式(第3関係)

| | | |
|--|-------|-------|
| 個別部分報告書 | 作成者氏名 | 小林 充夫 |
| 1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ） 自治法の一部改正と議会 議会の監視の強化のために | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) 江藤先生の講義は二回目となる訳ですが、今回の改正点について解り易く説明を頂きました。その中で、議選監査委員制度の選択を考える場合、消極的意見として、中立性・専門性の欠如をあげ、また任期が短くアガリのポストであり、最大会派と首長が癒着する場合チェックが出来ない等の欠点がある。また積極的な意見として、議会で議論された論点を監査でも生かせ、議会審議に活用できるメリットがある。 議選の選択制を考えると、廃止の場合情報が入らない。存続の場合議会側からの選出基準を確立する。 監査委員制度が設置された際、議会の監査機能・実地検査権が監査委員に移行する。議選をなくす場合は、実地検査権は議会に戻す必要がある。また、監査委員事務局の充実が課題である。しかし現実は総務部や議会事務局の併任の問題や、識見を担う人がいない問題もある。監査委員事務局は必要が必須。監査委員は自律性がありながらも執行機関であり、議員が執行機関と兼職は極めて異質である。 調布市においても今後の課題であるが、二元代表制の中での立ち位置が課題である。 | | |

第2号様式（第3関係）

| | | |
|--|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 鮎川 有祐 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| <p>調布市議会議員研修会 講師：山梨学院大学法学部政治行政学科教授 江藤 俊昭 氏 演題：議会監査機能の強化に向けて ～地方自治法改正を踏まえて～</p> | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>地方自治法の改正により議会選出の監査委員については条例改正の上、選出の有無を選択できるようになった。こうした流れを踏まえ、監査委員の役割について改めて学ばせていただいた。</p> <p>監査委員には膨大な行政情報が集まるため、守秘義務はありながらも、議会での議論を踏まえた監査を行っていただくことが必要であると感じた。またその膨大な行政情報を議会として共有していく為の仕組みづくりの必要性も感じた。</p> | | |

第2号様式(第3関係)

| | | |
|--|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 小林市之 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 「議会監査機能の強化に向けて—地方自治法改正を踏まえて—」 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 | | 江藤俊昭氏 |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>監査委員は地方自治法に基づく地方公共団体の役割の一つで、財務や事業について監査を行う機関である。監査委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て委員を選任する。その条件は識見を有する市民と議員であり、地方自治法で監査委員を必ず置くことになっている。しかも、その一定数は議員の中から選出し、議員から選ばれる監査委員のことを、議会選出監査委員、略して「議選監査委員」と称する場合が多い。</p> <p>今回の地方自治法の一部改正で、この議選監査委員制度が選択制となつた。江藤教授の持論では、識見の監査委員だけでなく、力を持った議選監査委員がいるからこそ充実した監査ができ、政治的な感覚を持って監査に当たることも必要であると述べていた。私も同感であり、政策的な合理性のみならず政治的な背景にも目配りしなくてはならないと思う。議選監査委員は、市長との対抗関係においても、物言い易い側面もある。また、外部から選任された識見監査委員だけでは、地方自治の政策遂行の仕組みなどについて十分に承知している例は少ないのでないだろうか。</p> <p>議選監査の存在は、予算を審議しているという点からも決算審査での議論に深みと広がりを与える意味で有用であり、議選監査を経験した議員が、一議員として、議会の決算認定に望むことで議論の質がアップするという効果も期待できる。</p> | | |
| 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等） | | |
| 今後の課題として、現役議選監査委員やその経験者が講師となって議会全体での勉強会を実施することも提案したい。ポストの一つというのではなく議会全体のレベルアップを目指すべきと考える。 | | |

第2号様式(第3関係)

| | | |
|---|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 大河巳渡子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 演題「議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて～」 講師 山梨学院大学法学部政治行政学会教授 江藤 俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>今回の議員研修は、以下の二点が大きなポイントであった。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地方自治法改正を踏まえ、議会の監視機能をどう充実強化させるか2. 議選監査委員制度が選択制移行に対する当議会の対応について <p>議会選出監査委員は議会が監査にどのようにかかわるのかという大切な部分になる。そもそも議会には多様な監視機能があるが、地方自治法改正により、都道府県と指定都市に対して、内部統制に関する方針の策定等が義務付けられたとの事だった。具体的には、自治体の財務に関する事務等が適正に管理され、執行を確保するための方針の策定が求められているが、市でも策定するよう提案すれば、この方針をめやすに議会として十分な監査機能が發揮されるのではないか。また議選監査委員を廃止するなら、これまで議会になかった実地検査権を議会に戻すべきとの指摘もあったが、調布市議会としては廃止する方向はないよう思う。だとすれば、議選の監査委員が機能するためにはどうしたら良いのかを考えていかなければならない。</p> <p>先生からは、議選監査委員にどんな人を選出していくのか。そして、その委員の活動が議会と連動するかどうかが肝要との事だった。そもそも議会の中にある監査機能を有した議会選出監査委員が知り得た施策に対する論点等は、委員の守秘義務を盾に、議会に対して明確化できていないのはおかしな話である。プライバシー等に配慮すれば、監査委員として知った情報を議会に提供されれば、議会として分析して、主に行政監査が機能する。このことが機関として求められている点であり、これにより監査機能が飛躍的に向上するのではないか。また、行政課題を議会側から検証できれば、課題解決に取組め日頃から</p> | | |

第2号様式(第3関係)

住民と接している議会として改善案も提案ができる、具体的な住民福祉の向上につながる。

以上のような講師の話から、私はその後の質疑において、議選監査委員は必要という立場から二点質問した。

1. 議会として監査委員をバックアップするように言われるが、議会選出の監査委員が議会を代表して職権監査委員と異なった視点からの監査をするには、委員が機能していることの見える化がないと現状では難しいのではないか。議選監査委員の役割を明確にし、議会との連携も含め基本条例に書き込むといった条例上の整備を行うことが必要では。
2. 先進的な議会では、議選監査委員を設置することを前提に監査委員が機能する仕掛けのようなものがあるのか

以上二点について、先生からは以下のようなコメントを頂いた。

⇒議会の特殊事情があるので、先進的議会では監査委員の設置が、当たり前のように機能させているので、設置の是非について今まで質問を受けていない。条例への書き込みもないが、変則であることに気づいた。議会基本条例に位置付けることがなじむか疑問だが、議会として、監査委員の役割や議会との連携について書き込まれていない守秘義務があるので、根拠がないと議選監査委員としての活動が厳しいと感じている。なぜ議会は設置を決めたのか、そのことを明文化することが大事ではないのかとの話だった。

以上のやりとりから現監査委員から次のような提案があった。それは、議選の情報提供について行うべきとの認識から、どの人を送り込んでいくのかといった課題があるので、これまでの経験者から議会へその仕事内容の話をしてはどうかと思っている。関わってみて工事監査など十分行われていないことを含め人員不足、また専門性という点からどうしても人事移動が少ない点など課題も挙げる中、議選監査員について全体のものにするためにも議会内の経験者による研修会等が必要ではないか。

先生からは調布発の研修を行う、あるいは代表監査員を議会に呼ぶな

ど独自の研修を行う事の指摘など示唆に富んだ話もあった。

そもそも議会はガバナンスを評価する組織だ。この点について機能しているのか十分な検証をしているとは言い難い現状がある。個々の議員の質問等で行われているのが実態だ。議会基本条例を設置した当時の熱意をもって、現在ある条例が機能しているのかどうか、一度も検証されていない。今回の研修の中で、議会改革の本旨は第二ステージに来ていることがわかった。中身の議論、住民福祉の向上を目指す議会が広がっているという。ここにどうやってつなげていくかがポイントだとの指摘もあった。今回の議会研修をむだにしないために何をすべきか考えなくてはいけない。住民と共に歩んでいく議会が求められている時代に、「開かれた議会を目指す」という基本条例にある本旨を読み解けば、議会への住民参加を拒んでいる申し合わせの見直しや、言論の府であるにも関わらず時間制限をしている申し合わせなど議会基本条例に反する多くの現在ある申し合わせの見直しを任期中に行うべきである。討議と公開、追認機関から切磋琢磨していく機関へと前に進むよう汗をかくことが問われている。

幸いにも今回、基本条例の見直しや、議選監査委員等、議会改革の先端をいく議会に最も精通した講師の話を聞くことができた。東京都議長会会长という大役を務める議会に相応しい議会として、議会基本条例が機能しているか検証、見直す作業を改選期までの残された時間に、どのように進めるのか工程表を作成し提案して頂きたい。その提案が研修の大きな成果と確認している。講師から調布発という名前をもらった議選監査委員経験者による議会内の研修を行い、議会全体の監査機能を高めることを実践して頂きたい。研修報告には各議員からの提案もあると思われる所以、正副議長による研修の成果として議会としての第二ステージへの提案を期待したい。当然ながら、自らも汗をかき、共に住民福祉の向上に寄与する所存である。

第3号様式（第4関係）

| | | |
|---|--------------------|-----------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 雨宮 幸男 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 調布市議会議員研修 | | |
| 日時 | 平成30年1月9日 | 場所 全員協議会室 |
| 講演テーマ 「議会監査機能の強化に向けて」 | | |
| 講師 | 山梨学院大学法学部 政治行政学科教授 | 江藤 俊昭氏 |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>今回の研修は、2017年 の地方自治法改正で議会選出の監査委員（議選）が選択制になったことを受けて、議会としての監視機能をどう強化するのかとの見地から開催されたと、私は受け止めた。</p> <p>講師は冒頭、調布市議会の「議会基本条例に触れ、『今、基本条例の解説を頂いているが、検証がされているのかな？と、基本条例をつくれば終わりではなく、それをどういう風に検証していくか、条文ごとに出来ている、できていないものを毎年明らかにして公表することが必要だし、（市議）選挙が終わったら基本条例のこここのところを4年間かけて・・・目標をつくって、それを4年間かけて、毎年ごとに検証していく・・・』」と述べた。この指摘は実は、昨年11月に姫路で行われた第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路での指摘にピッタリと重なる。こうした検証作業を議会全体の合意にしていくことは中々容易ではないが、志を持っている他の議員とも力を合わせて実現させていきたい。</p> <p>講師は議選監査はどこまで活用されているのかと問題提起した上で、自治法改正と議会の監視機能の関係について、その歴史的経緯に触れながら論じたが、新しい発見もあり自治法自体の探求の必要性を改めて痛感した。議会の監視強化について述べられた部分で、印象に残った内容を以下に記す。</p> <p>1、自治法の改正を活用するのは当然だが、議会では今まで自治法が持っている様々な権限などが、実際の議会運営にどのように活かされているのか。議会にある監査請求権が活用されているか、改正部分だ</p> | | |

第3号様式（第4関係）

けでなく自治法全体を活用しているかどうかが重要。議選監査委員制度も含めて自治法改正がどういうスタンスで来ているかを確認する必要がある。

2、新たな時代の「監査」制度は二つの転換期を迎えていた。①自治法の改正と、②議会改革の本史の第2ステージ。①自治法改正による監査制度の改革は、監査基準の制定（全国都市監査委員の会議の基準に準拠）、勧告制度への何らかの対応、導入可能な監査専門委員と共に議選監査委員の選択制。②議会改革の第2ステージとは、形式的な改革ではなく、住民福祉の向上にどう繋げていくのか、中身の議論が必要。基本条例にある“住民と歩む”事が重要。議会報告会とか広聴会、参考人制度などを重視し、住民とともに歩む、そして質問だけの議会から議員討議を重視する議会にかえる。議会の本質は討議と公開、今までの議会はそれを忘れていたのではないか。討議空間をどうつくっていくか。追認機関から執行機関と切磋琢磨していくような議会になるべきだ。

3、議選の選択制が出てきた背景は。10年前、第29次地方制度調査会（2009年答申）までは議選廃止で動いていた。議選は専門性、中立性があるのかの議論の中で、実際は議選をなくしたほうがいいんじゃないかと言うのが大勢を占めていたが、三議長会からの反対があって答申は両論併記的なものになったとの事である。すなわち、専門性、中立性がなく、チェック機能もないから廃止との論と、用心棒…監査委員制度ができたとき、政府は執権（執行権）だけではダメで、議選が入る事によって政治的な問題を含めてそれが（チェック機能？）できるんだから議選を入れるべきだと主張…として残すべきだとの両論。例えば執権だけだと、資料を出せと言っても中々出ない。それから政治的ポイント、ここがポイントだ、と深められるのが議選の良いところ。結局、議選の選択制は昨年、第31次地方制度調査会の答申で明記された。

4、現行法体系の下での議論。

長野県飯田市議会では議会の監視機能と政策サイクルを連動させて

第3号様式（第4関係）

いる。監視と言う点では総合計画を議会の議決にした。現地方自治法では基本構想も議決からはずしても良いことになっているが、飯田市議会は基本構想、総合計画まで議決にした（因みに調布市は基本構想のみ議決）。（議会は）議決した総合計画に責任を持たなければならない。総合計画は地域経営の軸だからチェックしなければならない。そして具体的なチェック作業は決算審査だ。第二回定例会で議会報告会での市民意見に基づく事務事業の抽出と、事務事業だけでなく政策も入れて、1 常任委員会当たり 20 項目抽出し、これを委員会ごとに 7、8 月で調査し、8 月下旬に各委員が 20 の項目ごとに廃止とか縮小、継続、拡充などの表を出す。そして委員会を開いて各委員の評価を相互に議論し、項目ごとに理由をつけて委員会としての評価を出す。その結論に基づいて第三回定例会で委員長が報告し、全体のものにして決算認定をしっかり行う。そして決算認定を踏まえて予算要望に繋げていき、それが予算にどう反映されたかを予算審議の中で議論する。会津若松市議会では決算審査で、委員会として論点を準備し、それを踏まえて決算審査、予算要望に繋げている。予算に繋げるときも事前に論点を整理して臨んでいるとの事である。

調布市議会の現状を見ると、議会（委員会）・機関としての意思の決定と言うよりも、議員と行政側との質疑と議員の主張（意見・要望）の開陳に留まっているのが実態である。現在、市民と行政の間で紛争になっている調布駅広や樹木、地下駐輪上問題などは正に機関としての議会としてどう対応するかが求められているように思える。今回の研修からの実践的課題が突きつけられているように感じられる。

5、議選の選択制

議会の監視機能としては多様な機能が自治法上、位置付けられている。検査・議会としての監査請求、100条調査、決算認定、予算を含めた議決権などである。こうした監視機能の一つとして議選監査委員が位置付けられると考えるが、議員の能力、専門性を高めるうえでも、議選監査は必要なようと考える。

講師は、議選を廃止したからと言って、監査委員の専門性・中立性

第3号様式（第4関係）

が確立されるわけではないとした上で、議選廃止に伴う留意点、今後の検討課題を指摘している。それらを紹介して報告を終わる。

留意点の1つは、監査委員制度が設置された際、議会の監査機能、具体的には実地検査権が監査に移行した。議選をなくす場合には特に、実地検査権を議会に戻す必要がある。また、議会による監査委員の選挙（さらには、有権者による選挙）は今後の検討課題。もう1つは、監査委員の扱い手、監査委員事務局の充実の課題である。監査制度の充実と言っても、大規模自治体ならともかく小規模自治体では、監査委員事務局が設置されていない。規制の緩和・廃止の時代だが、せめて市町村でも議会事務局とともに、監査委員事務局体制の充実が必要だ。3つめは、今後の検討課題。自立性がありながらも監査委員は執行機関である。議員が執行機関と兼職するのは極めて異質。歴史的な妥協点ではあり、議選は次善の策だった。とはいえ、今後はこれらの整合性が期待される。その意味で、今回の議選の選択制も次善の策だと言えよう。

以上

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

第3号様式（第4関係）

| | | |
|---|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 武藤千里 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 平成29年度調布市議会研修 平成30年1月9日 | | |
| 講演：「議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて～」 | | |
| 講師：江藤俊昭（山梨学院大学法学部政治行政学科教授） | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <ul style="list-style-type: none">・地方自治法の改正によって可能となった議選監査委員の選択制、より正確には条例に基づき議選監査委員を選出しなくてもよい制度についての学習。・議選を議会改革にどのように活用できるか。また、議選を廃止する場合の議会の監視機能の充実強化についての検討。・議選の監査委員を活用するとの観点からは、議選の監査委員は、識見だけでなく、力を持った議選がいるからこそ充実した監査ができるとの必要性が当初は言われていた。・本当にその力を発揮するためには、議会と議選監査委員との連動が不可欠。しかし、議選の監査委員には法律で守秘義務が課せられているため、その実践は難しいのが現実。・ゆえに、議会との関係の明確化を含めた議選監査委員の倫理規定、選出基準の明確化などは不可欠。・議選を配置するかしないかはともかく、監査委員は議会の同意が必要であり、どのような人を配置するか慎重に議論し、同意・非同意を決めるなどを強調。・また、議選を残すか、廃止するか、どの選択になつても事務局などの充実、議会による監査請求の活用が重要。 | | |
| *監査委員については、理解していなかった部分も多く、大変勉強になった。どのように調布市議会で取り組んでいくかは、議論が必要だと思った。 | | |

第2号様式（第3関係）

| | | |
|--|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 広瀬美知子 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 平成29年度調布市議会議員研修 「議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて～」 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <H29 地方自治法改正（193国会）要旨> | | |
| <ul style="list-style-type: none">「内部統制に関する方針策定について」 巨額の損失を自治体に被らせないためにも、内部統計の強化が重要。都道府県知事及び指定都市の市長に、財務に関する事務等の適正管理・執行のための方針策定と体制整備を義務化。その評価報告書を毎会計年度に作成し、議会に報告することも義務化した。市町村長は努力義務だが、市も行うべき。報告書は監視に活用できる。 | | |
| <ul style="list-style-type: none">「監査制度の充実について」 今回は、監査委員制度設置以降の抜本的な改正となった。内容は、監査委員による監査基準の策定、勧告制度の創設、議選監査委員の選任義務づけの緩和、監査専門委員の創設、包括外部監査の実施頻度の緩和等。 | | |
| <ul style="list-style-type: none">「決算不認定の場合の、長から議会への報告規定整備について」 長が必要と認める措置を講じたときは、議会に報告し公表しなければならないとされた。議員も決算審査に当たっては、認定を単なる認定に留めず、予算要望活動や予算審議充実につなげることをしっかり意識して行うべきである。 | | |
| <ul style="list-style-type: none">「長等の損害賠償責任の見直し」 善意で軽過失の場合は、「賠償限度額を限定して、それ以上の額は免責する」と条例で定める。住民監査請求に関する損害賠償等の放棄を議会が議決する場合は、監査委員の意見聴取を必要とするとされた。現実に即した必要な改正である。 | | |
| <議選監査委員の選任義務づけについての主な賛否意見> | | |

第2号様式（第3関係）

- ・監査委員は、市の財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理を監査する。委員の特徴は、独任性であることだが、報告・意見の決定は合議で行う。
- ・今回の自治法改正前まで、議選監査委員は必置だった。廃止が長年検討されてきた理由としては、議選監査委員は任期が短い・増えてきた議会の政務活動費等に対する住民監査請求の審査ができるのか・監査委員を出している会派と首長が癒着するとチェックがきかない。議会の監視機能で対応すれば事足りる等々がある。その打開策が見出せないため、廃止の意見が多くなってきた。
- ・議選監査委員の存続意見としては、新たな選出基準を策定する・任期を長くする・議会全体で関ることが重要・監査委員の情報を議会全体のものとする・議会で議論された論点を監査に活かし、逆に議会審議にも活かす等の連携により、議会力のアップが図れる等がある。

<議選監査委員の持つ2つの立場>

- ・議選監査委員は、議員の身分を持ちながら執行機関（特別職公務員）を兼務するという、異質な2つの立場を持っている。これは、監査委員制度設置の際、議会から実地検査権を監査委員に移行させた妥協点・産物であるそうだ。
- ・講師は、議選を廃止するなら、議会から剥奪した監査権を自治法改正によって元に戻すべき。議会で、実地検査権、資料請求権（自地法98,100以外で）の議論を行い、議会基本条例で、資料請求権・文書質問等を規定する等、議会の監査・監視強化の制度化も同時に行うべきと話されていた。

<感想>

- ・地方公共団体のガバナンスと住民の信頼向上がより求められる時代を見据えた自治法改正が行われたこと。監査委員制度・議選監査委員・議会の監視機能の充実強化についてのお話が伺えて勉強

になった。

- ・監査事務局体制が未確立、不十分な自治体が全国的に少なくないとのこと。調布市は、しっかりした監査事務局体制が確立しており機能していると思う。行政の事務量増大や複雑化等に的確に対応していく職員のスキルアップや組織としてのノウハウ蓄積も評価できる。しかし、監査指摘を受けても、職員・職場の姿勢・意識改革が伴わないと同じミスが繰り返される。
- ・監査については、各自治体の監査委員がもつ専門性に加え、日常的に行政・職員の動き全体を監視している議会・議選監査委員の情報や視点を加えることによって、より現実的・効果的な指摘となることも少なくないと思う。
- ・議選監査委員の任期 2 年は短すぎて、ノウハウの蓄積が出来ない。議会との連携という問題についても、監査委員の守秘義務との関係をどう整理するのか。議選監査委員は、議会での決算審査にどう関わるのか。議選監査委員の一般質問は行わないとの調布市議会の申し合わせ事項等を含めて、議論が必要だ。議選監査委員の廃止は条例制定によるが、そうしなければ今までどおり存続ということになる。いずれにしても、講師が話されていた「議会全体で関ることについて」の議論を議会全体で深める必要があると思う。

第2号様式(第3関係)

| | | |
|---|-------|------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 林 明裕 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 調布市議会議員研修報告 | | |
| 2 研修内容 | | |
| ○ 「議会監査機能の強化に向けて ～地方自治法改正を踏まえて～」 | | |
| 山梨学院大学 法学部 政治行政学科教授 江藤 俊昭 氏 | | |
| 平成30年1月9日 調布市議会全員協議会室にて | | |
| <p>議長主催の市議会議員研修、今年は「議会監査機能の強化に向けて」と題しての講義を受けた。地方制度調査会の31次答申を踏まえた地方自治法の改正の中で、監査制度の充実強化が求められた。内容は、監査基準をそれぞれの監査委員が定めること、また総務大臣が監査基準の策定について、指針を示すと共に必要な助言をおこなうこと。勧告制度の創設、監査専門委員の創設、議会選出監査委員の選任の義務付けの緩和、つまり条例改正の必要はあるが選択制と出来ること等である。基本的には監査の透明性を増加させ、充実強化を図るものとされている。監査委員制度は地方自治体の運営において極めて重要な制度だが、近年の地方自治体を取り巻く様々な問題等を鑑み、市民からの信頼を向上させる為のガバナンスの在り方を見直したものひとつと言えるだろう。議会としても監査基準策定の内容が妥当かどうか、その方針、基準、勧告を参考にしっかりととしたチェックを行う必要がある。また、議会選出の監査委員の選択制については、議会選出の是非について、その役割、在り方等について徹底的に議論する必要があるだろう。新たな時代の「監査」制度。これからの市民福祉の増進に向けて、議会の役割はますます大きくなる。市民により信頼される議会へ発展していく為に議員各自の更なる努力が求められている。</p> | | |
| (今後の課題・調査研究すべきテーマ等) | | |
| 研修を通じ、自己研鑽を積み重ね議員力をより向上させることで、市民福祉の更なる増進に資するよう努めていきたい。 | | |

| | | |
|--|-------|------|
| 市議会議員研修報告書 | 作成者氏名 | 伊藤 学 |
| 「議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて」 | | |
| 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 江藤俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| <p>自治法改正に伴って議会の監査機能のあり方について考える調布市議会はちゃんと機能している議会として存在することが感じられる。そのような改正がされている中において、これからも議会選出監査委員の情報(守秘義務事項を除く)を全議員へ共通しておくことが必要と考える。また議会の一般質問や委員会審査での意見等を議会選出議員は監査委員として発言することが大事である。議会事務局機能の充実も大事な視点である。議会としての機関が市政全般のチェック機能を最大限果たすには事務局も対応力を持つ必要があります。</p> | | |
| 3 その他 (今後の課題・調査研究すべきテーマ等) | | |
| | | |

第2号様式(第3関係)

| | | |
|--|-------|-------|
| 視察等個別部分報告書 | 作成者氏名 | 大須賀浩裕 |
| 1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ） | | |
| 調布市議会議員研修会「議会監査機能の強化に向けて～地方自治法改正を踏まえて～」講師：山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭氏 | | |
| 2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等) | | |
| 議会選出の監査委員はこれからも必要だと考える。 その理由は、行政への監査能力が低下してはならないからである。 ただし、議会選出監査委員は一般質問ができないなどの制約は引き続き仕方がないであろう。 今後の課題としては、議会代表として審査しているのだから、秘密保持に配慮するものの、議会への報告を含め、一定程度は議員全員で情報を共有する方策も必要だと考える。 | | |
| 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等） | | |
| 特になし。 | | |